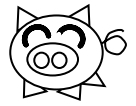


証券口座の種類と特徴

令和6年1月作成

～特定口座編～



令和6年1月から新NISA制度が始まりました。現在、証券口座には多くの種類が存在します。それぞれ特徴がありますが、どんな特徴があるのかわからないという人もいます。そこで今回は、証券口座の種類とその特徴について簡単にお話したいと思います。

証券取引を行うためには証券会社や銀行等の金融機関で口座を開設する必要がありますが、現在証券会社等に存在する口座の種類・特徴は以下のものがあります。

口座種類	口座区分	特徴
(1) 一般口座	① (口座区分なし)	取得費・利益・税金の管理計算をすべて自分で行う
(2) 特定口座	② 源泉徴収あり口座	取得費・利益・税金の管理計算をすべて証券会社が行う(確定申告をしなくてもよい)
	③ 源泉徴収なし口座	取得費・利益の管理計算を証券会社が行うが、税金の計算申告は自分で行う(利益が出た場合確定申告が必要)
(3) 新NISA口座	④ 積立枠	年間限度額(120万円)の購入範囲で非課税
	⑤ 成長投資枠	年間限度額(240万円)の購入範囲で非課税
(4) (旧)NISA口座 (令和6年以降新規開設不可)	⑥ 積立NISA口座	年間限度額(40万円)の購入範囲で20年間非課税
	⑦ 一般NISA口座	年間限度額(120万円)の購入範囲で5年間非課税
	⑧ ジュニアNISA口座	年間限度額(80万円)の購入範囲で5年間非課税

口座の種類としては大きく(1)～(4)の4種類、更に(2)～(3)はそれぞれ2つに、(4)は3つに細分されています。(1)一般口座は証券会社で口座を開設すると最初に設定される口座です。しかし、一般口座はその利益や税金の計算・管理・申告をすべて自分で行わなければならないため、こちらを利用するメリットはあまりありません。そのため、口座開設と同時に(2)の特定口座開設を行うのが良いでしょう。また、(2)特定口座は上記の通り②源泉徴収あり口座と③源泉徴収なし口座の2種類があります。それぞれの違いは②源泉徴収あり口座は利益・税金の計算を証券会社が行い、納税まで済ませてくれます。一方、③源泉徴収なし口座は、利益の計算までは証券会社がしてくれますが、申告と納税は自分で行う必要があります。一見③源泉徴収なし口座にはメリットがないように見えますが、**給与所得のみの人が年間所得(利益)20万円以下の人は確定申告不要**という制度があるので、**少額の取引しか行わない人には結果として所得税を節税できる場合があります**。逆に大量に取引を繰り返す人は、②源泉徴収あり口座の場合、取引ごとに利益が出ると税金を源泉徴収されてしまいますので、③源泉徴収なし口座に比べて一時的に手元資金が少なくなってしまうため、あえて源泉徴収なし口座を選ぶ場合もあります。一般口座との違いは、一般口座の場合は取得費や利益をすべて自分で管理・計算を行う必要がありますが、源泉徴収なし特定口座の場合、取得費の管理や利益の計算は証券会社が行ってくれるという点です。

また、源泉徴収あり特定口座の場合、株の取引により損失が生じた場合も口座内で損益通算してくれます。この場合、**配当金の受け取りを比例配分方式(株式を保有する特定口座内で対応する分の配当金も受け取る方式)により受領している場合、株式保有していることにより生じた配当金についても、損益通算により、配当金に関して源泉徴収された税金も同一証券口座内で自動的に精算することが出来ます**。

また、次回お話する新旧NISA口座は全ての証券口座を合わせて1口座しか作れませんが、特定口座は複数の証券会社で作ることが出来ます。但し、**源泉徴収あり特定口座であっても複数の証券会社の口座での取引を損益通算する場合には確定申告をする必要**があります。